

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
当たる翌日
(その日が休日には、そ
の翌日)

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十五年一月八日

目次

- ◆告示 結核予防法による医療機関の指定
 - 土地改良事業計画の適否の決定（二件）
 - 土地改良事業の認可（四件）
 - 保安林予定森林（二件）
 - 災害危険区域の指定
 - 収入証紙の小売りさばき人の指定
 - ◆公 告 準看護婦試験の実施
- 誤昭和五十四年十二月鳥取県告示第千百五十四号中訂正

指定年月日	医療機関名	所在地
昭和五十四年十二月一日	竹内医院	米子市祇園町二丁目一〇〇

鳥取県告示第二号

昭和五十四年九月二日付けで東伯町から申請のあつた土地改良（三保地区は場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

鳥取県告示第一号

告示

昭和五十五年一月九日から二十日間
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

三　縦覧に供する場所

東伯町役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三号

昭和五十四年十一月六日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（岩吉地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月八日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

鳥取県告示第五号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（福岡地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十二月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年一月八日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

三

三

鳥取市役所

四　異議の申出

一　縦覧に供する書類
二　土地改良事業計画書及び条例の写し
二　縦覧に供する期間
昭和五十五年一月九日から二十日間

昭和五十五年一月八日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

三

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六号

佐治村から申請のあつた村営土地改良（高山地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十二月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年一月八日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県告示第七号

佐治村から申請のあつた村営土地改良（津無地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十二月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年一月八日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県告示第八号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年一月八日

鳥取県知事 平林鴻三

(一) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡河原町大字片山字山川七二四、七三一、字山川ノ谷九三一

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字小船字マクワ一九八の三、一〇〇七、一〇〇八、一〇一三、一〇一三の一、大字岩屋堂字寺山三六一、三六一の一から三六一の三まで、三六二から三六四まで、大字湯原字中野谷三七五から三七八まで、三七八の一、三七九、三八六の二、三九五、三九六、三九九の一六から一一二九の一八まで、一二九の二一から一二九の二三まで、一二九の四六、字花ノ木一〇七二、一〇七二の一、一〇七二の二、一〇七三から一〇七六まで、一〇七六の一、一〇七七、一〇七七の一、一〇七八、一〇七八の一、一〇七八の二、大字茗荷谷字タキ谷三三九の一、三三九の一六から三三九の二七まで、大字根安字向小谷口四五四の一〇、字向小谷五二一の二、五一一の三、五一〇の七、

三(一)

八東町大字皆原字柳五五四の一から五五四の三まで、五五五から五六まで、大字島字見内谷四〇七の一、四〇七の二、四〇八から四一〇まで、四一一の一から四一一の六まで、四一二から四一五まで、大字三浦字下屋敷二一一、二一一の一、二一二、二一一の一、二二三、二三の一、二一四、二一五、字三久保四七七、字下三久保四九四、四九五、字三久保平五〇〇、五〇一、船岡町大字橋本字藤足谷六七の一、六八、七三の四、字中ノ谷東平六三九から六四二まで、字藤足谷東平六四四、字藤足谷六五〇から六五二まで、大字塙上字上土居二六五、二六六、二六九、二七一、二七四の一、二七四の三、字大平四五五から四五七まで、四五九から四六一まで、四九〇、四九一、智頭町大字西野字鉤三四五の七、佐治村大字大井字熊ノ谷四九四の一、四九三、四九七、字壱ノ谷五〇一、五〇三から五〇五まで

(二) 指定の目的

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採することができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次とのおりとする。

保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字中原字下モン谷一一一二の一、一一一三、字上ミ

八東町大字皆原字柳五五四の一から五五四の三まで、五五五から五六まで、大字島字見内谷四〇七の一、四〇七の二、四〇八から四一〇まで、四一一の一から四一一の六まで、四一二から四一五まで、大字三浦字下屋敷二一一、二一一の一、二一二、二一一の一、二二三、二三の一、二一四、二一五、字三久保四七七、字下三久保四九四、四九五、字三久保平五〇〇、五〇一、船岡町大字橋本字藤足谷六七の一、六八、七三の四、字中ノ谷東平六三九から六四二まで、字藤足谷東平六四四、字藤足谷六五〇から六五二まで、大字塙上字上土居二六五、二六六、二六九、二七一、二七四の一、二七四の三、字大平四五五から四五七まで、四五九から四六一まで、四九〇、四九一、智頭町大字西野字鉤三四五の七、佐治村大字大井字熊ノ谷四九四の一、四九三、四九七、字壱ノ谷五〇一、五〇三から五〇五まで

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採することができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四(一) 保安林予定森林の所在場所

東伯郡関金町大字山口字矢瀬西平一二二一四、三朝町大字田代字春水谷七四〇、字眞山六七五の三

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

五(一) 保安林予定森林の所在場所

東伯郡関金町大字明高字宮ノ前七七四の一 (次の図に示す部分に限る。)

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

六(一) 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字吉原字鷹ノ子七五五の一、字越堂九八四

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

七(一) 保安林予定森林の所在場所

日野郡溝口町大倉字落シ平一五〇七、江府町大字俣野字寺山ノ下モ

六(三)

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

八(一) 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町久住字鍛冶屋四三三、下菅字天王奥二八〇、字セドノ

谷三六三、日南町茶屋字平ル林三四八第一、三四九第一、宮内字宮ノ

谷小谷道ノ奥一九六、字細越山一六九五

(二) 指定の目的

- (三) 土砂の流出の防備
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を
 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採することができる立木は、日野地域森林計画で
 定める標準伐期齡以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。
- 3 保安林予定森林の所在場所
- 日野郡日野町下黒坂字要害山八四七、八五八の一、八五九、八五八
 の二、日南町神福字大熊山一五七二の五四、一五七二の八三、湯河字
 小稻積一八七、印賀字寺林一一四二の一、一一四二の二、上萩山字
 新田山四八六の五三
- (二) 指定の目的
- 土砂の崩壊の防備
- (三) 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採することができる立木は、日野地域森林計画で
 定める標準伐期齡以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を
 指定施業要件

鳥取県農林水産部造林課、河原町役場、若桜町役場、八東町役場、船岡町
 役場、智頭町役場、佐治村役場、関金町役場、三朝町役場、江府町役場、場
 溝口町役場、日野町役場及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和
 二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年1月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一(一) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡郡家町大字市場字井毛六六一、六六二の一四

- (二) 指定の目的
- 土砂の流出の防備
- (三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、鳥取地域森林計画で
 定める標準伐期齡以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所

西伯郡西伯町大字大木屋字柿木田二〇五の一、字ナメラ谷二一五の

三、字朽谷南平四六〇、四五八、大字東上字荒神ノ下一一七二から一

一七四まで、大字下中谷字山神二九四、字山ノ神谷二九七の六から一

九七の八まで、淀江町大字稻吉字向塚原一二〇六の一四五、一二〇六

の一四八、一一〇六の一五〇

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、米子地域森林計画で

定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所

西伯郡西伯町大字原字城山五三〇、淀江町大字西尾原字山宝ヶ瀬一

四から一六まで、名和町大字門前字下屋敷七五、七七、八〇、八一、

八四、八五、八八の二、九一、九二、大字豊成字山王山五三の一の、

五三一の二、字西後田四七七、大字名和字大下屋敷六、七、九の二、

一一、一四の一、字後谷四七〇の二、字山神平八一六、中山町高橋字

河端一三七の一、一三七の三、一三七の四、一四〇から一四二まで、

一四四、一四四の一、一四七

(一) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、日野地域森林計画で

定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町別所字上ミ森ノ下五二一、五一四から五三〇まで、日

南町上萩山字明谷右平一四四の四二

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、日野地域森林計画で

定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課、郡家町役場、西伯町役場、淀江町役場、名和町役場、中山町役場、日野町役場及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第十号

鳥取県建築基準条例(昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十三号)第二条第一項の規定により災害危険区域として次の区域を指定する。

その関係図書は、鳥取県土木部建築課、鳥取土木出張所、倉吉土木出張所、米子土木出張所、関係市役所及び関係町役場において一般の縦覧に供する。

昭和五十五年一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三(一) 名称 大鳥居地区災害危険区域

(一) 区域

東伯郡閼金町大字大鳥居字八王子三一一、三一四、四一一の一部、四一〇、四一一、四一二、四一三、五、六一一、六一二、六一三、七一一、八、九、一〇一、一一一の一部及び十三並びに字六一五一、六一五二及び六一六、字赤岩六一七、六一七次一、六一八一一、六一八一二及び六一九並びに字初谷山七二八の一部、七一九の一、七三〇一一の一部並びにこれらと一体をなす国有地

四(一) 名称 瀬戸地区災害危険区域

(二) 区域

東伯郡大栄町大字瀬戸字加賀ノ前三二八一一、三二八一一、三二九、

三三一、三三二、三三三、三三四、三三五、三三七、三三六、三三八、

三四一、三四〇及び三三九、字宮ノ下三七六、三七七、三七八一五、

三七八一七、三七八一一、三七八一三、三七八一四、三七八一六、三

八〇、三七九一一、三八二一四、三八二一五、三八三及び三八三一一、字神納地七七八、七七七、七七六、七七五一一、七七

五一二、七七五、七七四、七七三及び七七五第一、字城山三四四、三

四五、三四六、三四三、三四二、三二七、三四八、三四九、三五〇、

三五一、三五二、三五三、三五四一一、三五四一二、三五五、三五八

一二、三五八一一の一部、三五九一一の一部並びに字カノジ山三六四、

三六三、三六五、三六六、三六八、三六九、三七〇、三七二、三七三、

三七四及び三七五並びにこれらと一体をなす国有地

(二) 区域

六(一) 名称

諏訪地区災害危険区域

(二) 区域

米子市大字諏訪字下樋ノ口五一七、五一六一二、五一六一、五一五、五一四、五一三、五二六一二、五二五四、五二八一一、五二九一一、五三〇一二、五三三、五二七、五三五、五三四、五三七、五三六及び五四三一一並びにこれらと一体をなす国有地

東伯郡赤崎町大字別所字北垣ノ上三九一の一部、三九二、三九三、三九四一二の一部、三九五の一部、三九六、三九七の一部、三九八及び三九〇一一、字北垣四四四、四四四一、四四四一一、四四二次一、四四二、四四一、四四〇、四三七次一、四三七及び四三六字荒神ノ前四三五、四三一、四三〇、四二九、四二九一一、四二八及び四二七一二、字越替り三九九、字一本松六四六の一部、六四七、六四八、六四九一二の一部、六四九の一部、六四九一六、六四九一五、六四九一八、六四九一七の一部及び六四九十四の一部、字屋敷四三三次一、四三二、四二一一二、四二一、四二一次一、四二一一三、四一七次一、四一七

一一、四一八、四一四及び四一七一二、字宮ノ向六九〇の一部、字堂ノ向四二三、四一三一一の一部及び四二二ノ三並びに字向ノ尾六八三の一部、六八四一二、六八四一一の一部、六八六一一の一部、六八六一三の一部、六八六一二、六八五一二、六八五一、六八九一二の一部、六八九一一の一部及び六八六一四の一部並びにこれらと一体をなす国有地

鳥取県告示第十一号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年一月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(二) 区域

大塚地区災害危険区域

区域

西伯郡名和町大字大塚字屋敷一〇五六一五及び一〇五七一一並びに字上ノ屋敷一〇六五十四、一〇六五十六、一〇六八一一、一〇六八一二、一〇六七、一〇六六一一、一〇八八、一〇六九、一〇七〇一四、一〇七一、一〇七一一三、一〇七二一一、一〇七三及び一〇七四並びにこれらと一体をなす国有地

指定年月日	指定番号	住 所	氏 名	売りさばき場所
昭和五十四年 十二月二十五日	四三八	鳥取市立川町五丁 目九九番地九	株式会社 山陰合同銀行 鳥取東支店長	住所と同じ。

(第三種郵便物認可) 昭和55年1月8日 火曜日 島 取 県 報 告

公

告

正

記

保健婦助産看護婦法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により、准看護婦試験を次のとおり実施する。

昭和55年1月8日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

真	段	行	點	出
四	上	七	一一田七の一一一	(次の図 に示す部分に限る。)

1 試験の日時

昭和55年3月4日(火) 午前9時から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

3 受験願書の提出期間

昭和55年1月14日(月)から同月21日(月)まで(郵送の場合は、同月21日までの消印のあるものは、有効とする。)

- 4 その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課へ問い合わせること。